岩手県告示第156号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年3月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 日輝興業
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市侍浜町向町第7地割114番地4
 - ウ 代表者の氏名 日當由蔵
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第5655号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月1日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年3月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 平建築
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町小子内第5地割44番地
 - ウ 代表者の氏名 平紀文
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第7230号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法 第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年3月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フジイ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市上根子字法領38番地1
 - ウ 代表者の氏名 藤井寿樹
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第8067号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年3月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アイケン
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市末崎町字神坂47番地1
 - ウ 代表者の氏名 山﨑年雄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第9399号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月3日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5

号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和4年3月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社岩清水産業
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字岩清水第9地割13番地2
 - ウ 代表者の氏名 吉田源太
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-28) 第20156号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月2日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び 建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年3月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社一
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町片寄字野畑1268番地2
 - ウ 代表者の氏名 鷹觜良典
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第20992号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業 及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年3月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 鳶・菊池組
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市立花25地割34番地7
 - ウ 代表者の氏名 菊池清美
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第50048号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月4日付けでとび・土工工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年2月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社岩渕鋼材工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町永井字東狼ノ沢185番地28
 - ウ 代表者の氏名 小野寺照美
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-28) 第70065号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月28日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第

- 1項第5号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和4年2月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊池工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市小友町24地割20番地
 - ウ 代表者の氏名 菊池健三
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-30) 第100023号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月15日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和4年2月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社白山
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市嬉石町一丁目4番9号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤辰也
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第110111号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年2月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和4年3月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中亀建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市向中野五丁目7番17号
 - ウ 代表者の氏名 小林隆男
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (特-29) 第827号
 - (3) 処分の内容 左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年3月2日付けで左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。